

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2020年12月21日(月)

今週のことば

m o t t E C O (もってこ)

環境省は、飲食店等における食べ残しの持ち帰りを普及させるため、「もっとエコ」、「持って帰ろう」というメッセージが込められた持ち帰り行為の名称として選定。

年末年始休業のお知らせ

今年もあとわずかとなりました。
さて、当事務所の年末年始休業は下記のとおりです。
休業中はFAXを送っていただければ、休み明けにご連絡いたします。

12月29日(火)～1月4日(月)

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
12/14(月)	26,732 △ 79	103.91 △0.15
15(火)	26,688 ▼ 44	104.06 ▼0.15
16(水)	26,757 △ 69	103.44 △0.62
17(木)	26,807 △ 50	103.18 △0.26
18(金)	26,763 ▼ 44	103.46 ▼0.28

令和3年度税制改正大綱(主な個人関連)

◎住宅ローン控除の特例の延長……住宅の取得等に係る消費税率が10%の場合に控除期間が13年間となる特例措置について、*令和4年末までの入居者を対象とする、*合計所得金額1千万円以下の方に対する床面積の要件を40㎡以上に引下げます。

◎住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充……直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、*令和3年末まで最大1500万円の非課税枠を据え置く、*受贈者の合計所得金額が1千万円以下の場合に床面積要件を40㎡以上に引下げます。

◎教育資金に係る贈与税の非課税措置の延長・見直し……直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、契約終了前に贈与者が亡くなった場合の残額は、死亡前3年以内の贈与に限らず相続税の課税対象(受贈者が23歳未満や在学中の場合などは除く)とし、受贈者が孫等である場合には相続税額の2割加算が適用されます。

◎結婚・子育て資金に係る贈与税の非課税措置の延長・見直し……直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、贈与者が亡くなった場合の残額(相続財産に加算)は、受贈者が孫等である場合に相続税額の2割加算が適用されます。

◎勤続年数5年以下の退職所得課税の見直し……役員等ではない勤続年数5年以下の方の退職金について、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分には1/2課税が適用されません。

◎土地の固定資産税等の据置措置……令和3年度の評価替えて課税額が上がる土地の税額を据置きます。

■この記事の詳細は、情報BOX201548

令和元年分の相続税の申告割合は8.3%

国税庁によると、令和元年分における被相続人数(亡くなった方)は約138万人で、そのうち相続税の課税対象となったのは約11万5千人となり、課税割合は8.3%でした。

また、課税対象となった被相続人1人当たりの課税価格(相続財産価額から債務・葬式費用を控除し、相続前3年以内の贈与財産等を加算)は1億3694万円、税額は1714万円となっています。

なお、相続税は被相続人から相続等により取得した財産の価額が基礎控除額(3千万円+600万円×法定相続人数)を超える場合に課税対象となりますが、遺産をめぐる争いは課税の有無に関係なく起こるので、事前の準備が重要となります。

持続化給付金や家賃給付金の申請期限

新型コロナウイルスの影響により売上が一定以上減少した事業者に対して実施されている「持続化給付金」や「家賃支援給付金」は、本年12月までの売上を対象としており、申請期限は来年1月15日までとなっています。

これらの給付金は期限までに申請の受付が完了したものが対象となりますが、売上対象月が12月の場合で必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない特段の事情がある場合は、1月31日まで書類の提出が受けられます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和3年度税制改正大綱の概要（主な個人関連）

◆住宅ローン控除の特例の延長等

(1)消費税率 10%が適用される住宅の取得等に係る住宅ローン控除の特例（控除期間 13 年間）について、住宅の新築は令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までに契約を締結、分譲住宅や既存住宅の取得又は増改築等は令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 11 月 30 日までに契約を締結した上で、令和 3 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合には、住宅ローン控除の特例を適用できることとする。

(2)上記(1)に該当する場合は、床面積が 40 m²以上 50 m²未満である住宅も適用できる。ただし、控除期間のうち、その年分の合計所得金額が 1,000 万円を超える年については、適用しない。

◆セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の見直し

(1)対象となる医薬品をより効果的なものに重点化する（専門的な知見を活用して決定する）。

(2)健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類について、確定申告書への添付又は提示を不要とする（医薬品購入費の明細書に、その取組に関する事項を記載）。

※上記(1)は令和 4 年分以後の所得税について適用、(2)は令和 3 年分以後の確定申告書を令和 4 年 1 月 1 日以後に提出する場合に適用する。

◆退職所得課税の適正化

勤続年数 5 年以下の法人役員等以外の退職金に係る退職所得の計算について、退職所得控除額を控除した残額のうち 300 万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上 2 分の 1 とする措置を適用しないこととする。

※令和 4 年分以後の所得税について適用する。

◆直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充

(1)令和 3 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合における非課税限度額を、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間の非課税限度額（下表）と同額に引き上げる。

消費税率 10%が適用される場合	質の高い住宅：1,500 万円、一般住宅：1,000 万円
上記以外の場合	質の高い住宅：1,000 万円、一般住宅：500 万円

(2)受贈者が贈与を受けた年分の合計所得金額が 1,000 万円以下である場合に限り、床面積要件の下限を 40 m²以上（現行：50 m²以上）に引下げる。

※令和 3 年 1 月 1 日以後の贈与等について適用する。

◆直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長・見直し

次の措置を講じた上で、その適用期限を 2 年延長する。

(1)信託等があった日から教育資金管理契約の終了までの間に贈与者が死亡した場合（死亡日において受贈者が 23 歳未満である場合や学校等に在学している場合などを除く）には、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額を受贈者が相続等により取得したものとみなす。

(2)上記(1)の相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額に対応する相続税額を 2 割加算の対象とする。

(3)対象となる教育資金の範囲に、1 日当たり 5 人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設（都道府県知事等から一定基準を満たす旨の証明書の交付を受けたもの）に支払う費用を加える。

※上記(1)及び(2)は令和 3 年 4 月 1 日以後の贈与等について適用、(3)は令和 3 年 4 月 1 日以後に支払われる教育資金について適用する。

◆直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長・見直し

次の措置を講じた上で、その適用期限を 2 年延長する。

(1)贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額について、当該贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、管理残額に対応する相続税額を 2 割加算の対象とする。

(2)民法改正による成年年齢引下げに伴い、受贈者の年齢要件の下限を 18 歳以上に引下げる。

(3)対象となる結婚・子育て資金の範囲に、1 日当たり 5 人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設（都道府県知事等から一定基準を満たす旨の証明書の交付を受けたもの）に支払う費用を加える。

※上記(1)は令和 3 年 4 月 1 日以後の贈与等について適用、(2)は令和 4 年 4 月 1 日以後の贈与等について適用、(3)は令和 3 年 4 月 1 日以後に支払われる結婚・子育て資金について適用する。

◆土地に係る固定資産税等の経済状況に応じた措置

令和 3 年度は、3 年に一度の評価替えが行われる年となるが、評価替えの結果、課税額が上昇する全ての土地について、令和 3 年度に限り前年度の税額に据置く。